最終更新日：2016年6月29日

国際石油開発帝石株式会社

代表取締役社長 北村俊昭
問合せ先：広報・IRユニット IRグループ 03-5572-0234
証券コード：1605
http://www.inpex.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、国内外における石油・天然ガスの開発を主体とし、エネルギーの安定的かつ効率的な供給を実現することを通じて、豊かな社会づくりに貢献する総合エネルギー企業を目指すことを経営理念としております。この経営理念のもと、当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、株主をはじめとするステークホルダーとの協働により社会的責任を果たすとともに、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うことを目的としてコーポレートガバナンスの充実に取り組みます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

（補充原則4－10－1）＜指名・報酬などに関する独立社外取締役の関与・助言＞
当社は、取締役の指名・報酬について、取締役会への付議に先立ち、代表取締役が独立社外取締役及び監査役との間でそれぞれ事前会合を設け、意見交換を行い、社外取締役の関与・助言を得るようにしております。
今後もこの取組みを継続するとともに、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、任意の委員会方式も含め、独立社外取締役の適切な関与・助言を得る仕組みを充実すべく、引き続き検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

当社は、平成27年11月27日付で、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」（以下、「基本方針」といいます。）を制定・施行いたしました。基本方針は、「コーポレートガバナンス・コード」で求められている、取締役会が監督・決定すべきとされている項目や開示すべきとされている項目を盛り込み、コードの5つの基本原則に沿った構成のもとで制定したものです。
当社では、基本方針をウェブサイトに開示しておりますので、併せてご参照ください。
http://www.inpex.co.jp/company/pdf/guidelines.pdf

なお、コーポレートガバナンス・コードにおいて開示すべきとされる事項のうち、当社基本方針の項目に記載のある事項は、それぞれ次の項目をご参照ください。また、原則3－1、補充原則4－11－2及び4－11－3については、以下記載をご参照ください。

原則1－4＜いわゆる政策保有株式＞
当社基本方針「第6条」

原則1－7＜関連当事者間の取引＞
当社基本方針「第8条 第1項及び第2項」

補充原則4－1－1＜経営陣に対する委任の範囲＞
当社基本方針「第13条 第3項」

原則4－9＜独立社外取締役の独立性判断基準及び資質＞
当社基本方針「第26条及び別紙2」

補充原則4－11－1＜取締役会全体としての知識等のバランス、多様性・規模に関する考え方＞
当社基本方針「第14条 第1項及び第3項」

補充原則4－14－2＜取締役・監査役に対するトレーニングの方針＞
当社基本方針「第29条」

原則5－1＜株主との建設的な対話に関する方針＞
当社基本方針「第30条及び別紙3」

（原則3－1）＜情報開示の充実＞
(i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社グループの「経営理念」を当社ウェブサイトにて公表しておりますのでご参照ください。
http://www.inpex.co.jp/company/philosophy.html
当社グループの「INPEX中長期ビジョン」を当社ウェブサイトにて公表しておりますのでご参照ください。
http://www.inpex.co.jp/company/vision.html

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社グループのコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」として当社ウェブサイトにて公表しておりますのでご参照ください。
http://www.inpex.co.jp/company/pdf/guidelines.pdf

(iii)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
基本方針第24条(取締役等の報酬)をご参照ください。
http://www.inpex.co.jp/company/pdf/guidelines.pdf

(iv)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
基本方針第22条(取締役等)及び第25条(監査役)をご参照ください。
http://www.inpex.co.jp/company/pdf/guidelines.pdf

(v)取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
当社の取締役の指名理由につきましては、「第10回 定時株主総会招集ご通知」の参考書類
(http://www.inpex.co.jp/ir/shareholder/meeting.html) 7ページから20ページまでを各々ご覧ください。また、監査役は改選期ではございませんが、いずれも業務執行者から独立した立場で公正不偏の態度を保持し、高い見識を有する人材を監査役として指名しております。

なお、社外取締役及び社外監査役の指名理由につきましては、本報告書「2. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1. 機関構成・組織運営等に係る事項の【取締役関係】及び【監査役関係】」において公表しておりますのでご参照ください。

(補充原則4－11－2)＜取締役・監査役の上場会社の役員兼任状況＞
取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況については、定時株主総会招集通知の参考書類、事業報告、有価証券報告書等の開示書類において、開示を行っています。
http://www.inpex.co.jp/ir/shareholder/meeting.html
http://www.inpex.co.jp/ir/library/securities.html

(補充原則4－11－3)＜取締役会全体の実効性についての分析・評価＞
当社は、取締役会全体が適切に機能しているかを定期的に検証し、その結果を踏まえ、課題の抽出と改善の取り組みを継続していくことを目的として、取締役会全体の実効性の評価(自己評価アンケート調査)を実施いたしました。

アンケート調査票では、取締役会の運営・構成・役割・責務等の項目に対して、全ての取締役・監査役から回答を得ました。
これらを取締役会事務局が集計し、社外取締役・監査役と代表取締役との間でそれぞれ意見交換を行った上で、取締役会にて十分な議論・分析を行いました。

このような評価プロセスの結果、当社取締役会は、以下の内容を確認しております。

・取締役会の運営に当たっては、その審議や提供される情報の面において、活発な議論や情報提供がなされており、一定の実効性は確保されている。今後は、更なる実効性向上に向けて、社外役員に対する事前説明の機会の充実や、議案の設定・効率的な報告等の工夫が求められる。
・取締役の構成においては、更なる多様性(性別、他業種経験者あるいは学識経験者等)の確保が求められており、その検討を加速すべきである。
・中長期的な企業価値の向上に向けて、取締役会は中長期のビジョン、経営方針等の大局的な企業戦略に関し、これまで以上にそれらの議論のための時間を確保するとともに、同議論への社外取締役の関与についても、より一層の充実が求められる。

今後は、必要な改善を行い、取締役会の更なる実効性の確保及び機能向上を図ってまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
経済産業大臣	276,922,800	18.94
石油資源開発株式会社	106,893,200	7.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	53,363,400	3.65
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	45,687,900	3.12
三井石油開発株式会社	44,954,000	3.07
CBNY—GOVERNMENT OF NORWAY	44,178,795	3.02
JXホールディングス株式会社	43,810,800	3.00
ザ バンク オブ ニューヨーク トリーテイー ジヤスデツク アカウント	23,134,396	1.58
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223	22,410,446	1.53
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン エスエーエヌブイ 10	21,856,291	1.49

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

※上記【大株主の状況】は、平成28年3月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。

※平成27年７月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ブラックロック・ジャパン株式会社及びその共同保有者８社が平成27年７月15日現在で合計73,625,489株を保有している旨が記載されているものの、当社として実質所有株式数の確認ができないため、上記の大株主の状況に含めておりません。

※平成28年３月３日付で公衆の縦覧に供されている大量報告書（変更報告書）において、MFSインベストメント・マネジメント株式会社及びその共同保有者であるマサチューセッツ・ファイナンシャル・サービセズ・カンパニーが平成28年２月29日現在で合計51,980,633株を保有している旨が記載されているものの、当社として実質所有株式数の確認ができないため、上記の大株主の状況に含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	鉱業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社定款においては、経営上の一定の重要事項の決定について、株主総会又は取締役会の決議に加え、甲種類株式の株主による種類株主総会（以下、「甲種類株主総会」という）の決議が必要である旨が定められております。甲種類株式は、経済産業大臣に対して発行しております。また、甲種類株式は当会社株主総会において議決権を有しておりません(ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りではありません)。
経営上の一定の重要事項は、「取締役の選解任」、「重要な資産の全部または一部の処分等」、「定款変更」、「統合」、「資本金の額の減少」及び「解散」であります。このうち「取締役の選解任」及び「統合」については、当社普通株式について公的主体以外の、単一の株主又は単一の株主とその共同保有者の議決権割合が100分の20以上の場合に、甲種類株主総会の決議が必要となります。
経済産業大臣は、甲種類株式による拒否権の行使（甲種類株主総会における不承認の決議）について、平成18年４月３日経済産業省告示第74号をもって甲種類株式の議決権行使の基準を制定しております。経済産業大臣が拒否権を行使できる場合は、上記重要事項ごとに、「中核的企業として我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現に果たすべき役割に背反する形での経営が行われていく蓋然性が高いと判断される場合」、又は「中核的企業として我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現に果たすべき役割に否定的な影響が及ぶ蓋然性が高いと判断される場合」、又は「甲種類株式の議決権行使に影響を与える可能性のある場合」となっております。同基準は平成20年10月１日付の当社商号変更に伴う一部記載の変更のため、平成20年10月９日経済産業省告示第220号において改めて告示されております。
このような機能を有する甲種類株式を経済産業大臣が保有することにより、投機的な買収や外資による経営支配等により、中核的企業として我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現に果たすべき役割に背反する形での経営が行われること又は否定的な影響が及ぶことがないよう、当社の役割が確保されると考えられるとともに、ナショナル・フラッグ・カンパニーとして我が国向けエネルギーの安定供給の効率的実現の一翼を担うことが期待され、対外的な交渉や信用などの面で積極的な効果も期待できること等が、甲種類株式を発行した目的であります。当社の取締役会は、甲種類株主による甲種類株式の議決権行使を通じた拒否権の行使に関して権能を有しておらず、したがって甲種類株式は当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。また、当社としては、甲種類株式による拒否権の対象が限定され、拒否権行使についても同基準の設定がなされていることにより、当社の経営の効率性・柔軟性を不当に阻害しないよう透明性を高くし、またその影響が必要最小限にとどまるよう設計されているものと考えております。
なお、甲種類株式に関する詳細な内容につきましては、2016年６月29日付『有価証券報告書』第4【提出会社の状況】1【株式等の状況】等をご参照下さい。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	14 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐藤 弘	他の会社の出身者											
香川 幸之	他の会社の出身者											
柳井 準	他の会社の出身者											
松下 功夫	他の会社の出身者											
岡田 康彦	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤 弘	○	同氏は、石油資源開発株式会社の顧問を兼任しております。 同社との取引高の割合は、当社が定める取引についての軽微基準の範囲内であります。 なお、当社グループは同社グループとの間に原油等の取引関係があり、当社グループの平成28年3月期における同社グループへの販売実績は、当社の平	石油開発業界における豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任しております。 また、同氏は、有価証券上場規程施行規則

		成28年3月期連結売上高の0.1%未満であります。また、当社グループの平成28年3月期における同社グループからの仕入実績は、当社の平成28年3月期の連結売上原価の0.1%未満であります。一方、直近で把握可能な同社の連結売上高及び連結売上原価に占める当社グループとの取引高の割合はいずれも0.3%未満であります。	第211条第4項第5号、同第226条第4項第5号に掲げる要件のいずれにも該当しないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定しております。
香川 幸之	○	同氏は、三井石油開発株式会社の特別顧問を兼任しております。 当社グループは同社グループとの間に取引関係はありません。	経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社経営に活かしていただくため、社外取締役として選任しております。 また、同氏は、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号、同第226条第4項第5号に掲げる要件のいずれにも該当しないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定しております。
柳井 準	○	同氏は、三菱商事株式会社の顧問を兼任しております。 同社との取引高の割合は、当社が定める取引についての軽微基準の範囲内であります。 なお、当社グループは同社グループとの間に原油等の取引関係があり、当社グループの平成28年3月期における同社グループへの販売実績は、当社の平成28年3月期連結売上高の1.0%未満であります。また、当社グループの平成28年3月期における同社グループからの仕入実績は、当社の平成28年3月期の連結売上原価の0.1%未満であります。一方、直近で把握可能な同社の連結売上高及び連結売上原価に占める当社グループとの取引高の割合はいずれも0.2%未満であります。	資源・エネルギー業界における豊富な経験と幅広い見識を当社経営に活かしていただくため、社外取締役として選任しております。 また、同氏は、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号、同第226条第4項第5号に掲げる要件のいずれにも該当しないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定しております。
松下 功夫	○	同氏は、JXホールディングス株式会社の相談役を兼任しております。 同社との取引高の割合は、当社が定める取引についての軽微基準の範囲内であります。 なお、当社グループは同社グループとの間に原油等の取引関係があり、当社グループの平成28年3月期における同社グループへの販売実績は、当社の平成28年3月期連結売上高の2.5%未満であります。また、当社グループの平成28年3月期における同社グループからの仕入実績は、当社の平成28年3月期の連結売上原価の0.1%未満であります。一方、直近で把握可能な同社の連結売上高及び連結売上原価に占める当社グループとの取引高の割合はいずれも0.4%未満であります。 また、同氏は、株式会社マツモトキヨシホールディングスの社外取締役を兼任しております。 当社グループは同社グループとの間に取引関係はありません。	経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社経営に活かしていただくため、社外取締役として選任しております。 また、同氏は、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号、同第226条第4項第5号に掲げる要件のいずれにも該当しないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定しております。
岡田 康彦	○	同氏は、弁護士法人北浜法律事務所の代表社員を兼任しております。 当社グループは同事務所との間に取引はありません。 また、同氏は、フィード・ワン株式会社の社外取締役を兼任しております。 当社グループは同社グループとの間に取引関係はありません。	直接会社経営に関与された経験はありませんが、金融機関の運営経験に加え、財務等の分野における豊富な経験と幅広い見識及び弁護士としての専門知識や経験を有していることから、社外取締役として選任しております。 また、同氏は、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号、同第226条第4項第5号に掲げる要件のいずれにも該当しないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、会計監査人 新日本有限責任監査法人と年6回及び随時会合を持ち、会計監査に関する報告、四半期決算に係る四半期レビュー結果の報告並びに内部統制監査の中間報告を受けるとともに、監査上の重要ポイントについての意見交換を行い、当社の現状について幅広く情報収集できるようにしております。
常勤監査役は、適宜、内部監査評価の状況について報告を受けるなど、内部監査部門（監査ユニット）と日頃より連絡を密にしております。また、監査ユニットが実施した内部監査、内部統制評価の状況について、適宜監査役が報告を受けられるよう5～6回/年の会議を定例化しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
外山 秀行	他の会社の出身者													
角谷 講治	他の会社の出身者													
山下 通郎	他の会社の出身者													
舩井 勝	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
外山 秀行	○	同氏は常勤の社外監査役であります。	直接会社経営に関与された経験はありませんが、財務等の分野における豊富な経験と幅広い見識及び弁護士としての専門知識や経験を有していることから、社外監査役として選任しております。 また、同氏は、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号、同第226条第4項第5号に掲げる要件のいずれにも該当しないため、一

			般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定しております。
角谷 講治	○	同氏は常勤の社外監査役であります。	金融等の分野における豊富な経験と幅広い見識を有していることから、社外監査役として選任しております。 また、同氏は、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号、同第226条第4項第5号に掲げる要件のいずれにも該当しないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定しております。
山下 通郎	○	同氏は、石油資源開発株式会社の常務執行役員を兼任しております。 同社との取引高の割合は、当社が定める取引についての軽微基準の範囲内であります。 なお、当社グループは同社グループとの間に原油等の取引関係があり、当社グループの平成28年3月期における同社グループへの販売実績は、当社の平成28年3月期連結売上高の0.1%未満であります。また、当社グループの平成28年3月期における同社グループからの仕入実績は、当社の平成28年3月期の連結売上原価の0.1%未満であります。一方、直近で把握可能な同社の連結売上高及び連結売上原価に占める当社グループとの取引高の割合はいずれも0.3%未満であります。	経理業務を担当した経験に加え、石油開発業界における豊富な経験と財務及び会計等に関する知見を当社の監査業務に活かしていただくため、社外監査役として選任しております。 また、同氏は、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号、同第226条第4項第5号に掲げる要件のいずれにも該当しないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定しております。
舩井 勝	○	―――	経理業務を担当した経験に加え、エネルギー業界における豊富な経験と財務及び会計等に関する知見を当社の監査業務に活かしていただくため、社外監査役として選任しております。 また、同氏は、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号、同第226条第4項第5号に掲げる要件のいずれにも該当しないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	9 名

その他独立役員に関する事項

当社においては、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、以下の各号のいずれにも該当しない場合、社外役員に独立性があると判断しております。

1 当社の主要株主（直接又は間接に10%以上の議決権を有する者）又はその業務執行者
2 当社を主要な取引先とする者（*1）又はその業務執行者
3 当社の主要な取引先（*2）又はその業務執行者
4 当社又はその子会社から役員報酬以外に、過去3年平均で、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、コンサルタント等（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
5 当社又はその子会社の会計監査人（当該会計監査人が監査法人である場合は、当該監査法人に所属する者をいう。）
6 当社又はその子会社から、過去3年平均で、年間1,000万円を超える寄附又は助成を受けている者（ただし、当該寄附又は助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該寄附又は助成の額が、過去3年平均で、年間1,000万円又は当該団体の年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える団体に所属する者をいう。）
7 直近3年間において、上記1から6のいずれかに該当していた者
8 次の（1）から（4）までのいずれかに掲げる者（重要でない者（*3）を除く。）の二親等以内の親族
（1） 上記1から7のいずれかに掲げる者
（2） 当社の子会社の業務執行者
（3） 当社の子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
（4） 直近3年間において上記（2）若しくは（3）又は当社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者
9 前各号のほか、当社における実質的な判断の結果、当社の一般株主と利益相反が生ずるおそれがある者

*1「当社を主要な取引先とする者」とは、当該取引先における事業等の意思決定に対して、当社が当該取引先の親子会社・関連会社と同程度の影響を与え得る取引関係がある取引先をいい、具体的には、当社との取引による連結売上高が当該取引先の連結売上高等の相当部分を占めている、いわゆる下請企業等が考えられる。
*2「当社の主要な取引先」とは、当社における事業等の意思決定に対して、親子会社・関連会社と同程度の影響を与え得る取引関係がある取引先をいい、具体的には、当該取引先との取引による連結売上高等が当社の連結売上高の相当部分を占めている相手や、当社の事業活動に欠く

ことのできないような商品・役務の提供を行っている相手等が考えられる。
*3 具体的に「重要」な者として想定されるのは、1から3及び6の業務執行者については各会社・取引先の役員・部長クラスの者を、4及び5の所属する者については各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所に所属する弁護士(いわゆるアソシエイトを含む。)を想定している。

なお、当社は社外取締役及び社外監査役の全員について、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。また、独立役員との関係に関し、役員の属性に係る取引高の軽微基準として、以下のとおりであることを定めております。
・当社の直近決算期の連結売上高及び連結売上原価に占める、社外役員の重要な兼任先である会社との取引高の割合、並びに開示書類等から合理的に推計できる、社外役員の重要な兼任先である会社の直近決算期の連結売上高及び連結売上原価に占める当社との取引高の割合が、いずれも10%未満であること。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役(社外取締役を除く。)及び執行役員が、当社の継続的かつ中長期的な企業価値の向上に努めることを促す観点から、自社株式購入に関するガイドラインを制定しております。
同ガイドラインに基づき、取締役(社外取締役を除く。)及び執行役員は、月額報酬から毎月一定額を拠出して自社株式を購入しており、これら自社株式について役員退任時までの保有を義務付けております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2015年4月1日から2016年3月31日までの第10期事業年度における取締役及び監査役の報酬等の額は以下のとおりであります。
【役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数】
役員区分 報酬等の総額 基本報酬 賞与 対象となる員数
取締役(社外取締役を除く。) 413百万円 357百万円 55百万円 11名
監査役(社外監査役を除く。) 27百万円 27百万円 -百万円 2名
社外役員 96百万円 96百万円 -百万円 13名
(注)
1.当社はストックオプション制度を導入しておりません。
2.当社には退職慰労金制度はありません。
3.報酬等の総額には、当事業年度に係る役員賞与引当金の繰入額が含まれております。

【提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等】
連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

【使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの】
使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なものはありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役に対する報酬等は、株主総会で承認された金額の枠内で取締役会において決定しております。取締役・経営陣幹部の報酬等は、月額報酬と賞与から構成し、月額報酬は、役位ごとの職務内容を踏まえて支給し、賞与は、中長期的な視点から会社業績等を踏まえて支給しております。また、社外取締役の報酬は、固定報酬からなる月額報酬のみで構成しております。
監査役の報酬は、固定報酬からなる月額報酬のみで構成しており、株主総会で承認された金額の枠内で監査役の協議にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外監査役の職務を補助するための組織である監査役室に専任の監査役補助者を置いております。
当該監査役補助者は、監査役の指示に従いその職務を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

【取締役会】
取締役会は、株主に対する受託者責任を認識した上で、実効的なコーポレート・ガバナンスの実現により、十分な監督機能を発揮するとともに、経営の公正性・透明性を確保し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを責務としています。
当社の取締役会は14名で構成され、うち５名は社外取締役であります。取締役会は、毎月１回開催するほか、必要に応じて随時開催し、経営戦略や重要な業務執行について審議・決定するとともに取締役の職務の執行を監督しております。
また、グローバルな経営環境の変化への即応性を高めるとともに、経営責任をより明確化するため、取締役の任期について１年としております。

【経営会議】
業務執行の決定に関しては、意思決定の迅速化の観点から、経営会議を設置し、取締役会の決議事項に属さない事項についての機動的な意思決定を行うとともに、取締役会の意思決定に資するための議論を行っております。経営会議は週１回ないし適宜開催されます。

【執行役員制度】
急速に変化する経営環境及び業容の拡大に的確・迅速に対応するため、執行役員制度を導入し、権限委譲を行うことで業務執行体制の明確化を図るとともに、一層機動的かつ効率的な経営体制を構築しております。なお、執行役員の任期についても、取締役と同様に１年としております。

【監査役及び監査役会】
当社は監査役制度を採用し、５名の監査役により監査役会を構成し、うち4名は社外監査役であります。
これらの社外監査役４名は、当社の事業や財務、会計及び金融等の分野に関する豊富な経験と知見を有しており、それらを当社の監査業務に活かしております。
監査役は、取締役会、経営会議に出席し、必要に応じて担当部署に対するヒアリング、担当部署からの報告等を通じて経営全般及び個別案件に関して取締役、執行役員等の職務の執行を監査しております。また、監査役は、会計監査人から定期的に及び随時に監査に関する報告を受け、更に内部監査部門（監査ユニット）からも適宜内部監査の状況について報告を受けております。

【内部監査】
事業活動の適切性・効率性を確保するために、業務執行部門から独立した内部監査部門として、社長直属の「監査ユニット」（平成28年３月31日現在専任13名）を設置しております。監査ユニットは、経営諸活動の全般にわたる内部統制の整備・運用状況、及び業務プロセスの有効性・効率性等の検証、問題点の指摘、必要な報告、改善状況のフォローアップ監査等を実施し、会計監査人、監査役と随時意見交換しながら、内部統制システムの改善に寄与しております。

【会計監査】
会計監査については、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を新日本有限責任監査法人より受けております。第10期事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務にかかる補助者の構成は、以下のとおりとなっております。
（業務を執行した公認会計士の氏名）
梅村 一彦、木村 徹
（会計監査業務に係る補助者の構成）
公認会計士 20名、その他 26名
（監査公認会計士等に対する報酬の内容）
第10期事業年度における監査公認会計士等に対する報酬の内容は、以下のとおりであります。
監査証明業務に基づく報酬 当社 165百万円、連結子会社 92百万円
非監査業務に基づく報酬 当社 4百万円、連結子会社 11百万円
（その他の重要な報酬の内容）
当社の連結子会社インペックス西豪州ブラウズ石油株式会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているErnst & Youngに対して、支店監査等の報酬を支払っております。また、在外連結子会社のINPEX Ichthys Pty Ltd等はErnst & Youngに対して、現地法定監査の報酬を支払っております。
（監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容）
当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、埋蔵量表示に関する助言・指導業務等であります。
（監査報酬の決定方針）
監査報酬は、監査計画・監査日数等を総合的に勘案し、監査役会の同意を得た上で、決定しております。

【監査役の機能強化に向けた取組状況】
（監査役室）
監査役の職務を補助するための組織である監査役室に専任の監査役補助者を置き、監査業務の実効性を向上させております。
（会計監査人との連携）
監査役は、会計監査人 新日本有限責任監査法人と年6回及び随時会合を持ち、会計監査に関する報告、四半期決算に係る四半期レビュー結果の報告並びに内部統制監査の中間報告を会計監査人から受けるとともに、監査上の重要ポイントについての意見交換を行い、当社の現状について幅広く情報収集できるようにしております。
（内部監査部門との連携）
常勤監査役は、適宜、内部監査の状況について報告を受けるなど、内部監査部門（監査ユニット）と日頃より連絡を密にしております。また、監査ユニットが実施した内部監査、内部統制評価の状況について、適宜監査役が報告を受けられるよう年５～６回の会議を定例化しております。
（重要会議への出席）
取締役会、経営会議等の重要会議に出席するとともに、必要に応じて議題に関する事前情報の提供や説明を要請しております。
（代表取締役との定期的会合）
年2回、代表取締役との意見交換を目的とした会合を開催し、経営方針の進捗状況や内部統制システムの構築・運用状況等を確認しております。
（取締役との会合）
各本部の取締役から業務執行の状況をヒアリングするための会合を定例化しております。
（社外取締役との連携）
監査役は、適宜、社外取締役と会合を持ち、当社の現状について幅広く意見交換することで適切な連携を確保しております。
（常勤監査役連絡会）

常勤監査役間の情報の共有化、各監査役監査の実効性・効率性を高めるために、定期的に連絡会を開催し、聴取が必要なトピックに関する説明を担当部署から受けております。

【各種委員会】
コーポレート・ガバナンスを有効に機能させるため、「経営諮問委員会」、「コンプライアンス委員会」及び「CSR委員会」をそれぞれ設置しています。概要は以下の通りです。
（経営諮問委員会）
国際的な政治経済情勢及びエネルギー情勢の展望、グローバル企業としての経営戦略の在り方、コーポレート・ガバナンスの強化の在り方等の諸課題について、外部有識者から取締役会に多面的かつ客観的な助言・提言を頂き、企業価値及びコーポレート・ガバナンスの向上を目指すことを目的として、平成24年10月に経営諮問委員会を設置しております。本委員会は同分野に幅広い知見を有する大学教授等国内外の有識者4名（男性3名、女性1名）から構成され、平成27年度は2回開催しました。
（コンプライアンス委員会）
グループ全体として一貫したコンプライアンスの取組みを推進することを目的として、平成18年4月にコンプライアンス委員会を設置しております。本委員会はコンプライアンス担当役員を委員長とし、常設組織の本部長、HSE担当役員、監査ユニットジェネラルマネージャーから構成され、コンプライアンスに関わるグループの基本方針や重要事項を審議し、コンプライアンス実践状況を管理しております。平成27年度は3回開催しました。
（CSR委員会）
当社グループの社会的責任を果たし、社会の持続可能な発展に貢献する取組みを推進することを目的として、平成24年4月にCSR委員会を設置しております。本委員会は社長を委員長とし、総務本部長、経営企画本部長、コンプライアンス委員会委員長、コーポレートHSE委員会委員長から構成され、コーポレート・ガバナンスを含め、CSRに関する基本方針、CSR推進に関する重要事項を策定します。平成27年度は2回開催しました。
（その他）
その他、石油・天然ガス開発の事業活動における労働安全衛生と環境の継続的な改善活動を推進するためコーポレートHSE委員会、事業活動における情報資産の利用及び管理に関する基本事項を定め、高い水準の情報セキュリティを組織的、体系的かつ継続的に確保するため情報セキュリティ委員会、当社が参画する石油・天然ガス上流事業プロジェクトの重要な節目においてその準備状況を確認し、プロジェクトの価値向上及び推進に関する当社の意思決定に資することを目的としたINPEX Value Assurance System審査会（平成26年5月設置、以下「IVAS審査会」）を設置・運営しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社経営理念に基づき、継続的かつ安定的な事業運営を実現するため、業務に精通した取締役による業務執行を監査役が監査する監査役設置会社の機関設計を採用しています。また、急速に変化する経営環境及び業容の拡大に的確・迅速に対応するため、業務執行体制の更なる強化を目的として執行役員制度を導入し、一層機動的かつ効率的な経営体制の強化を図っております。
当社では、産油国政府や同国の国営石油会社、国際石油会社等との重要な交渉機会が多く、これには当社事業に関する知識・技術並びに国際的な経験を有し、業務に精通した社内出身の取締役・執行役員があたる必要があると考えており、社内出身の取締役は原則として執行役員を兼務することで、取締役会が効率的な業務執行の決定を行うとともに、実効的な経営の監督を行える体制を確保しております。また、経営の透明性の向上と取締役会の実効的監督機能の強化を図る観点に加え、独立した立場から、自らの知見に基づく助言、経営の監督、利益相反取引の監督を行うとともに、ステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させることで社内出身者とは異なる客観的な視点を経営に活用するため、取締役全14名中5名の社外取締役を選任しております。
この社外取締役には、資源・エネルギー業界や財務・法務その他の分野において、企業経営経験者、学識経験者又はその他の専門家等として、豊富な経験と幅広い見識を有する社外の人材を選任しております。
また、当社の監査役は、全5名中4名が社外監査役であり、かつ監査役の独立性と監査の実効性を確保し、監査機能の強化を図るべく、法令に基づき監査役会を設置するとともに監査役の職務を補助するための組織である監査役室に専任の監査役補助者を置き、更に内部監査部門や会計監査人との連携を強化するなどの取り組みを行っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2016年6月28日に開催した第10回定時株主総会に関し、総会3週間前の同年6月6日に招集通知を発送いたしました。また、招集通知の発送に先駆け、同年5月27日に当社ホームページにおいて招集通知を早期掲載いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	2016年6月28日に第10回定時株主総会を開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権の行使を、2010年6月に開催した第4回定時株主総会より導入しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームを、2010年6月に開催した第4回定時株主総会より導入しています。
招集通知（要約）の英文での提供	英文版の株主総会招集通知及び決議通知を作成し、TDnet及び当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページのIRサイト（http://www.inpex.co.jp/ir/policy.html）内に、情報開示方針、情報開示に係る社内体制、社内規程の概要、IR活動状況等につき掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けIRフェア等の参加に加え、証券会社の支店等において、年間10回以上説明会を開催しております。また、説明会の模様は、当社ホームページのIRサイトにて動画配信しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに説明会を半期毎に開催しております（実施内容：決算内容・業績予想等、参加者：機関投資家・アナリスト等約200名）。 説明会の模様は、当社ホームページのIRサイトにて日本語及び英語の同時通訳付きで動画配信しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	欧州、北米、アジア等への海外IRロードショーを実施しているほか、随時カンファレンスへの参加や個別説明を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのIRサイト（http://www.inpex.co.jp/ir/）内に、主に下記の資料を掲載しているほか、最新のニュースリリース、業績・財務、原油価格・為替、株価、株式などの様々な情報を開示しております。 ・決算短信 ・決算説明会資料 ・有価証券報告書/四半期報告書 ・アニュアルレポート ・ファクトブック ・株主通信（事業活動のご報告） ・株主総会資料（招集通知/決議通知/臨時報告書）	
IRに関する部署（担当者）の設置	担当部署名：広報・IRユニット IRグループ IR担当役員：取締役常務執行役員 経営企画本部長 橘高 公久 IR事務連絡責任者：広報・IRユニット ジェネラルマネージャー 細野 宗宏	
その他	個人投資家向けのパンフレットなどを作成しており、説明会等において配布しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、社会的責任を果たし信頼される企業であり続けるための原則として企業行動憲章を、また、すべての役員及び従業員に対しては、当社グループの業務を遂行する上で適用される法令、社内規程などに加え、守らなくてはならない原則として行動基本原則をそれぞれ定めており、この中でステークホルダーの立場の尊重について規定しております。 また、当社グループの役員及び従業員が、経営理念や企業行動憲章のもと、業務を遂行する上で守るべき行動基本原則を実践できるように、コンプライアンスを具体化するための遵守事項として、行動規範を定めており、この中でステークホルダーとの信頼関係の構築に努め、社会に貢献することを遵守事項として規定しています（http://www.inpex.co.jp/company/policy.html）。 なお、海外事務所、各プロジェクト会社の現地オフィスなどにおいては、この行動規範に反しない範囲で、それぞれの国・地域の法律や慣習など、実情に応じて適宜内容を調整したうえで、固有の行動規範を策定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループでは、世界各地で事業を展開していくにあたって、事業を遂行する地域と地球の環境保全は、優先して果たしていくべき重要な社会的責任の一つであると考えております。そのため当社グループでは、環境安全方針を制定し、当社グループの労働安全衛生及び環境保全HSE: Health, Safety and Environment)に対する取り組みの基本理念を宣言しております。 その具体的な活動内容は、『サステイナビリティレポート』及び当社ホームページ（http://www.inpex.co.jp/csr/）に記載しております。 また、当社グループの社会的責任をより一層果たし、社会の持続可能な発展に貢献する取り組みを推進するため、CSR委員会を設置・運営しております。 当社グループのCSR活動は、企業行動憲章及びCSR重点テーマに則って推進されており、プロジェクトを実施する各国・各地域のステークホルダーの関心に配慮した事業活動を展開しております。 その具体的な活動内容は、『サステイナビリティレポート』及び当社ホームページに記載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主、従業員、取引先、ビジネスパートナーをはじめ広く社会とのコミュニケーションを図り、企業情報を積極的かつ公正に開示することを企業行動憲章に定めております。当社は、この憲章に基づき、経営の透明性、経営者のアカウンタビリティーを向上させるべく、株主や投資家の皆様に向けたIR活動、株主総会やホームページ、広報活動等を通じて情報の適時開示を行うとともに、従業員向けに社内報を定期発行するなど、常にその充実に努めております。社内体制については、適時開示体制を体系的に整理した「会社情報開示規程」を制定し、当社グループ全体の情報管理、伝達・開示プロセス等を定め、情報開示体制を強化しております。なお、情報開示方針等は当社ホームページのIRサイト内（http://www.inpex.co.jp/ir/policy.html）に掲載しております。
その他	当社は、従業員の多様性、人格、個性を尊重するとともに、ゆとりと豊かさを実現すべく、労働安全衛生を確保し、働きやすい環境や能力開発の機会を提供するよう取り組んでおります。 ダイバーシティマネジメントの取り組みとしては、多種多様な人材が活躍できるよう性別、年齢、国籍、文化、習慣などによる差別をすることなく、有能な人材を採用し、適材適所に配置・処遇しております。女性比率の拡大も推進しており、海外も含めた当社グループ全体の女性従業員は全従業員の約18%、2016年3月末には628名となっております。今後も積極的に女性社員の登用を進め、幹部社員層の女性を2年以内に2倍とすることを目指します。 また、従業員が個々の事情に応じて働ける環境づくりを目指し、それぞれのライフスタイルに応じて能力を最大限に発揮できるよう、仕事と家庭生活の両立を重視した職場環境の整備を行うとともに、少子高齢化や女性活躍推進の必要性といった外部環境を十分認識し、ワークライフバランスを推進しております。 具体的には、育児や介護に携わる従業員の仕事と家庭の両立を支援する環境整備に積極的に取り組み、小学校4年生以下の子どもを養育する従業員を対象とした育児短時間勤務制度に加え、小学校卒業までの子どもを養育する従業員や要介護状態の家族を介護する従業員を対象としたフレックスタイム制度及び看護休暇など、法定を上回る支援制度を導入しております。また、配偶者の海外転勤を契機として離職せざるを得ない従業員の雇用に配慮し、3年間を限度とした配偶者転勤休業制度を導入しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

【業務の適正を確保する体制(内部統制システム)の整備についての決定内容】
当社の取締役会は「株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保する体制(内部統制システム)の整備」について以下のとおり決議し、それに基づき運用しております。決議内容の概要は、以下のとおりです。
a)当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社は、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、企業行動憲章および行動基本原則を策定し、この遵守と徹底を図るための体制を構築する。
当社は、常勤の取締役および執行役員等を構成員とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関わる基本方針や重要事項を審議し、その実践状況を管理することにより、取締役および使用人がその職務執行上、法令および定款に則り、行動することを確保する。併せて、社内担当部署および社外専門家(弁護士)を窓口とした内部通報制度を整備する。
また、コンプライアンス体制および関連社内規程を実効あらしめるために、社長直属の内部監査組織による監査、その他社内担当部署あるいは社外専門家による監査等を通じ、これを検証・評価するとともに、適宜改善を行う。
さらに、財務報告の正確性と信頼性を確保するために必要な体制を整備し、適正に運用するとともに、その有効性の評価を行う。
b)当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役は、その所管する職務の執行に係る文書その他の情報については、法令、定款および社内規程等に則り、情報セキュリティ体制を整備し、適正に保存および管理する。
c)当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループの企業活動に関連する様々なリスクに対処するため、取締役は各担当部署と緊密な連携を図りつつ、リスクの特定・分析・評価を実施の上、社内規程・ガイドライン等に基づき、リスク管理を行う。
さらに、日常業務に係るリスク管理の運営状況等については、社長直属の内部監査組織による監査、その他社内担当部署あるいは社外専門家による監査等を通じ、これを検証・評価するとともに、環境の変化に応じた不断の見直しを行う。
d)当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役は、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を確保するため、以下の点に留意して事業運営を行う。
(1)重要事項の決定については、常勤の取締役および役付執行役員で組織する経営会議を毎週ないし適宜開催し、迅速かつ適正に業務執行を行う。
(2)日常の職務遂行については、業務分掌規則、職務権限規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が迅速に業務を遂行する。
e)当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
イ)当社の子会社の取締役その他これらの者に相当する者(以下、「取締役等」という。)の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、グループ経営管理規程に基づき、子会社との間でグループ経営管理に係る契約を締結し、各社の重要事項について当社に報告を求めまたは承認する。
ロ)当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、子会社におけるリスク管理およびコンプライアンス管理について、グループ経営管理規程に基づき、当社グループ各社の相互の連携のもと、当社グループ全体のリスク管理を行う。
また、当社は、子会社に対して当社の社長直属の内部監査組織による監査、その他社内担当部署あるいは社外専門家による監査等に協力するよう求め、かかる監査等を通じ、子会社の日常業務に係るリスク管理の運営状況等を検証・評価するとともに、かかる検証・評価の結果を踏まえて、子会社に対して環境の変化に応じた不断の見直しを求める。
ハ)当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われる体制を確保するため、当社グループ全体において、当社の中長期ビジョンを共有し、人的・資金的な経営資源を効率的に運用するとともに、当社の各社内規程等に準じ、以下の点に留意して事業運営を行うよう求める。
(1)子会社における重要事項の決定については、子会社の取締役会または取締役合議にて決定を行う。
(2)子会社の日常の職務執行については、当社の職務権限規程等に準じて権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が迅速に業務を遂行する。
ニ)当社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社は、グループ全体に適用されるコンプライアンス体制(内部通報制度を含む)を構築し、子会社の取締役、監査役その他これらの者に相当する者および使用人に対して周知徹底する。
当社は、子会社の協力を得て、子会社に対し、当社の社長直属の内部監査組織による監査、その他社内担当部署あるいは社外専門家による監査等を実施する。
当社は、グループ経営管理規程に基づき、子会社との間でグループ経営管理に係る契約を締結し、子会社において、上記の実現その他子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制が構築されるよう努める。
f)当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社は、監査役の職務を補助するための監査役事務局として専任の使用人を置く。
当該使用人は、監査役の指揮命令に従うものとし、当該使用人の人事評価、人事異動および懲戒処分は、事前に常勤監査役の同意を必要とする。
g)当社の監査役への報告に関する体制
当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役その他これらの者に相当する者および使用人、またはこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役に対して、法令に定める事項、当社およびグループ各社に重大な影響を及ぼす事項その他当社の監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について、報告および情報提供を行う。
また、当社の監査役は、当社の取締役会その他重要な社内会議に出席するとともに、稟議書等の回付を受けて、常に業務上の情報を入手できるようにする。
当社グループの内部通報制度においては、当該制度の担当部署は、当社グループの取締役、監査役その他これらの者に相当する者および使用人からの内部通報の状況について、定期的に当社の監査役に対して報告する。
h)前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、当社の監査役へ報告を行った当社グループの取締役、監査役その他これらの者に相当する者および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止するとともに、その旨を周知徹底する。
また、当社グループの内部通報制度においては、報告者に対する不利な取扱いが確認された場合には、不利な取扱いをした者およびその所属部門長等に対して就業規則等に則った懲戒等の処分がなされることがある。
i)当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払または償還の手続等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
j)その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役と定期的な会合を実施するとともに、適宜必要な情報を提供し、監査役との意思疎通を図る。
また、当社は、監査役が内部監査組織とも連携し、定期的に報告を受けることができる体制を整えるなど、監査の実効性の向上を図る。
さらに、監査役の監査の実施に当たり、弁護士、公認会計士、税理士等の社外専門家と緊密に連携が取れるようにする。

【業務の適正を確保する体制(内部統制システム)の運用状況の概要】
「株式会社の業務の適正を確保する体制(内部統制システム)の整備」についての決定内容に基づき、内部統制システムを効果的に運用しておりますが、当事業年度における主な運用状況の概要は、次のとおりです。

<コンプライアンス体制>
当社グループの行動規範(Code of Conduct)を制定し、全ての役員および従業員に対し、法令遵守はもちろんのこと、社会規範を尊重し、高い倫理観を持った行動をするよう義務付けております。また、コンプライアンス委員会を定期的および随時に開催し、コンプライアンスの実践状況等を確認するとともに、取締役会に報告いたしました。
コンプライアンス委員会で決議した活動計画に基づき、コンプライアンス研修を実施したほか、毎月1回「コンプライアンス通信」を発行するとともに、10月をコンプライアンス月間と定め、コンプライアンス委員会委員長によるメッセージを発信し、職場全体としてのコンプライアンス意識の共有・強化を図りました。また、当期の重点的な活動としては、役員および従業員によるインサイダー取引の未然防止を図るため、改めて「内部者取引防止規程」に基づく事前届出手続きの周知徹底を行うとともに、当社グループの贈収賄・汚職防止体制の整備の一環として、本社および海外拠点のリスク評価の実施と関連規程の充実に取り組んでおります。
当社では、社内担当部署および社外専門家(弁護士)を窓口とした内部通報制度を整備しておりますが、本年度は、重大な法令違反等に関わる内部通報案件はありませんでした。

<リスク管理体制>
事業に関連する様々なリスクに対処するため、まず、新規プロジェクトの取得に際しては、新規プロジェクト開発本部による一元的に採否の分析・検討を行っており、探鉱、評価、開発等の各フェーズにおける技術的な評価を組織横断的に行うための仕組みとして「INPEX Value Assurance System(IVAS審査会)」を運営しております。
次に、事業を行う国や地域のカントリーリスクに対応するためにガイドラインを制定し、リスクの高い国には累積投資残高の目標限度額を設定する等の管理を行っております。
さらに、為替、金利、原油・天然ガス価格、及び有価証券価格の各変動リスクを特定し、それらの管理・ヘッジ方法を定めることで財務リスク管理を行っております。
また、HSEリスクに関しては、HSEマネジメントシステムで定めるリスク管理要領に基づき、事業所毎にHSEリスクの特定、分析・評価を行い、リスク対応策を策定、実行するとともに、HSEリスクを監視するため、リスク管理状況を定期的に本社に報告させ、本社ではこれを確認しております。さらに、健康に関するリスク、セキュリティに関するリスク等についても、要領や指針をもとに全社的な管理に取り組んでおります。
一方、大規模な事故や災害等による緊急事態に対応できる能力を高めるため、緊急時・危機対応計画書を作成するとともに、平時より緊急時対応訓練を定期的に実施する等、積極的にリスク管理に努めております。また、重要な業務を停止させないために事業継続計画書を策定しております。
国際的に関心の高い気候変動問題に対しては、当社グループの基本的な考え方と実際の取り組みをまとめたポジションペーパーを12月に発行し、対外公表するとともに、今後の検討課題について継続的な検討を進めております。このほか、情報セキュリティ委員会を四半期ごとに開催し、組織的・体系的な情報セキュリティ対策を講じるとともに、情報漏えい防止を含む教育・訓練も実施しております。

<グループ会社の経営管理>
グループ経営管理規程およびグループ経営管理に係る契約に基づき、重要事項について当社に報告を求めまたは承認をしております。また、当社の内部監査組織である監査ユニットが、年度監査計画に基づき子会社の監査を実施しております。
一方、グループ運営に当たっては、特に海外プロジェクトの子会社について、当社との兼務体制としており、併せて資金面では、Cash Management Systemを導入し、当社が一元管理を行うことによりグループ全体の資金効率を高める等、効率的な事業運営を図っております。
当社の内部通報制度はグループ全体に適用されるものとなっており、当社および各子会社における研修および周知活動を通じて、通報者に対する不利な取り扱いの禁止を徹底しております。

<監査役の監査の実効性を確保するための体制>
監査役は、監査の実効性の向上を図るため、取締役会のほか経営会議等の重要な会議への出席や、各事業部門に対するヒアリング等に加え、代表取締役をはじめ各取締役との会合を開催し、必要な情報の提供を受けるとともに、意見交換を行っております。また、監査ユニットから定期的に各部署の内部監査状況についての報告を受けるほか、会計監査人からは四半期ごとの決算のレビュー結果を含め必要な報告を受けるなど、内部監査組織および会計監査人とも緊密に連携を取っております。
内部通報制度の担当部署は、当該制度に基づき、内部通報の内容およびその対応を監査役に報告することとしております。
なお、監査役の職務を補助するため、執行部から独立した専任の使用人を配置する組織として、本年5月に監査役室を設置いたしました。

2007年9月に施行された金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応につきましては、内部統制の各領域(全社的統制、業務処理統制及びIT全般統制)において、その整備及び運用状況を評価し、検出された統制上の不備については、全て改善を行っております。その結果、2016年3月末時点において、財務報告にかかる内部統制は有効に機能していると評価し、その旨の内部統制報告書を作成し、関東財務局に提出しております。また、監査法人からも、同内部統制報告書に対する適正意見を受領しております。今後も引き続き、内部統制の整備および運用評価作業を通じ、財務報告の信頼性を確保してまいります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関係を遮断することとしております。併せて、平素より関係行政機関、業界団体及び地域企業からの情報収集に努めるとともに、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には、警察等関連機関や法律の専門家と緊密に連携し、毅然とした態度で対応します。
既に行動規範解説書等において、上記の心構え等に関し具体的な対応事例も交えて定めるとともに、啓発・教育・研修等に取り組んでおります。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社定款においては、経営上の一定の重要事項の決定について、株主総会又は取締役会の決議に加え、甲種類株式の株主による種類株主総会（甲種類株主総会）の決議が必要である旨が定められております。甲種類株式の内容につきましては、前記「その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情」をご参照下さい。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【適時開示体制の概要】
当社は、経営の透明性、経営者のアカウンタビリティーを向上させるべく、プレスリリース等の広報活動やホームページを通じた情報の適時・適切・公平な開示を行うとともに、株主や投資家の皆様に向けたIR活動や株主総会を通じて、当社グループへの理解促進を図っております。

1. 社内体制
当社は適時開示に係る「情報取扱責任者」として経営企画本部長を指名し、また、適時開示の実務に係る担当部門として広報・IRユニットを設置しております。
また、適時開示体制を体系的に整理した社内規程「会社情報開示規程」を制定し、当社グループ全体の情報管理・収集、開示プロセス、開示方法等を定めるなど、情報開示体制を強化しております。

2. 適時開示手続
当社の適時開示の対象となる情報の開示手続は以下のとおりです。
(1)グループ会社を含めた役員等並びに全部門の責任者は、重要な会社情報またはそれに該当する可能性のある情報を知ったときには、直ちに広報・IRユニットの責任者を通じて「情報取扱責任者」に報告する旨、「会社情報開示規程」に定めております。
(2)上記を補うべく、広報・IRユニットの責任者は、重要な会社情報を収集するため経営会議に同席しております。また、グループ会社に対しては、社内規程「グループ経営管理規程」において、当社の事前承認を必要とする事項や都度報告を行うべき事項を定めております。
(3)「情報取扱責任者」である経営企画本部長並びに広報・IRユニットは、開示対象となる情報（決定事実、発生事実、決算情報等）を網羅的に収集し、社内規程「職務権限規程」に基づき、取締役会決議事項の開示については取締役会において、それ以外の開示については経営会議において決議した上で、経営企画本部長の指示により開示を行います。発生事実等、緊急を要する情報の開示に関しては、社長の承認をもって開示いたします。
(4)社内規程「内部者取引防止規程」に従い、重要な会社情報の管理の徹底及びインサイダー取引の防止に努めております。

3. 情報開示のチェック体制
社長直轄の監査ユニットは、内部監査及び内部統制報告制度に基づく評価 を通じて、適時開示体制の整備・運用状況をチェックしております。

【コンプライアンス】
当社は、企業の持続的な発展に必要不可欠なコンプライアンス体制を体系的に整備し、法令遵守・企業倫理の徹底に努めております。具体的には、グループ全体として一貫した取り組みを推進するため、コンプライアンス委員会を設置しています。加えて、企業行動憲章のもと、業務を遂行する上で守るべき行動基本原則を実践できるよう、コンプライアンスを具現化するための遵守事項を規定した行動規範を定めており、役員及び従業員のコンプライアンス意識の向上を図っています。
また、コンプライアンスに関する重大な事案が発生した場合には、コンプライアンス担当役員やコンプライアンス委員会は迅速に対応策を検討、実施する体制を確立しています。コンプライアンス担当役員及びコンプライアンス委員会は、監査役や監査役会、会計監査人、内部監査部門である監査ユニット並びに子会社等の相当する機関または部署と連携し、(1)コンプライアンスに関する施策の立案、実施、(2)実施状況のモニタリング、(3)コンプライアンス意識の啓発、(4)違反についての報告受付と調査、(5)違反に対する中止勧告そのほかの対応、(6)違反の再発防止策の策定などを行っています。
その他、当社の一人一人にコンプライアンス活動を実践してもらうことを目的に、行動規範及び行動規範解説書を配布し、定期的に研修を実施しています。さらに、主要な海外事務所においては、各国の法令・文化に沿った行動規範を整備・運用し、グローバルなコンプライアンス体制の強化を進めています。

【HSEマネジメントシステム】
当社グループでは、ISO9000、ISO14001、労働安全衛生マネジメントシステム（OHSAS18001、OHSMS指針）及びIOGP（国際石油・天然ガス生産者協会）のガイドラインを参照し、健康（Health）、安全（Safety）、環境（Environment）への取り組みを包括したHSEマネジメントシステムのもと、労働安全衛生活動及び環境保全活動の継続的な改善と向上に努めています。
同システムは、環境安全方針、HSEマネジメントシステム規則、各種要領及び指針群からなる文書とHSE委員会からなる組織、年度ごとに定めるHSE重点目標とHSEプログラムから構成されています。

【情報セキュリティ対策】
当社グループでは、保有している情報の機密性、完全性及び可用性の維持に向けて、「情報セキュリティ基本方針」を定めています。さらに、全社統括組織として設置された情報セキュリティ委員会のもと、関連する諸規程の制定や管理体制の整備、情報資産を守るために必要なシステム的・物理的・人的な対策を計画的に講じています。
内部からの情報漏えい対策として、システム的な対策だけでなく、社内の情報セキュリティ意識を高め、「情報資産」を大事にする価値観や風土を会社文化として根付かせるための活動を展開しています。また外部からの攻撃に対しても、侵入を防止するシステム的な対策は勿論のこと、万が一攻撃を受けた際には速やかに発見し是正するための対策も講じています。

当社は、企業の社会的責任を果たすべく、当社グループ内の連携を強化しながらコーポレート・ガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底を図り、グループの総合力を向上させていく所存であります。

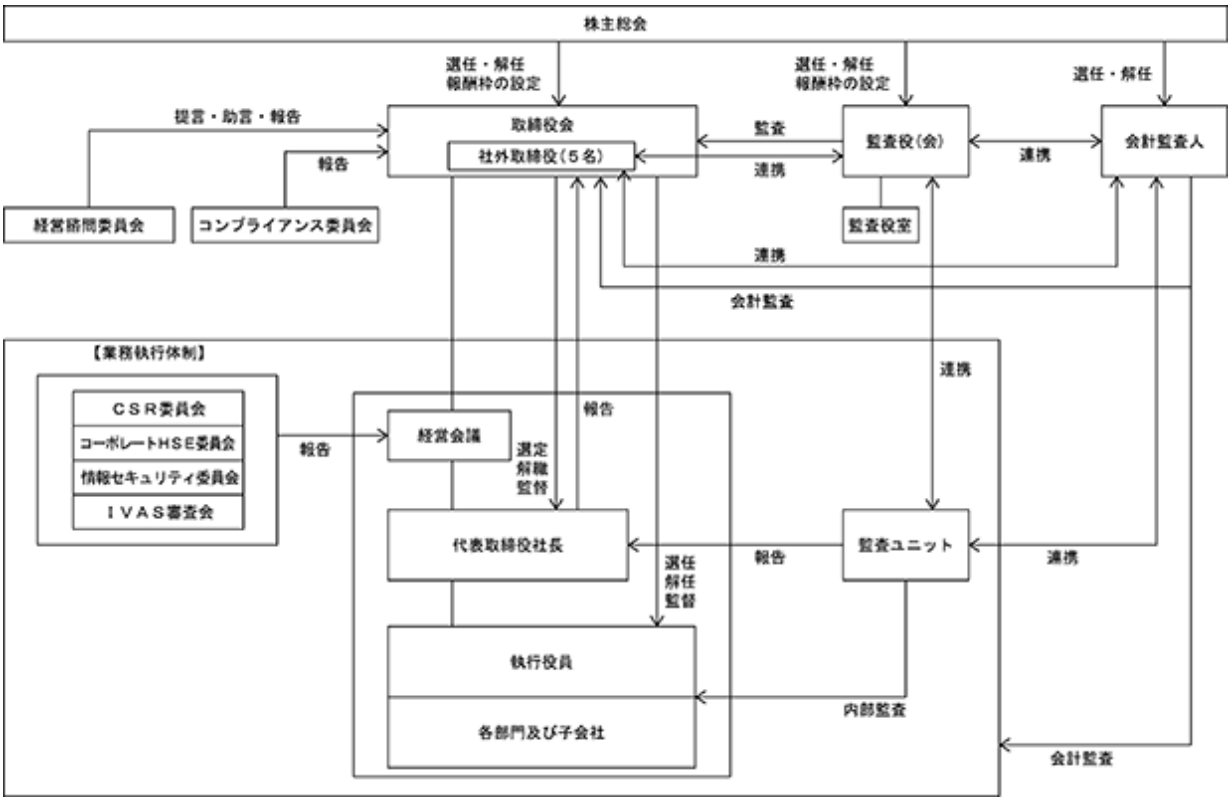
株主総会
選任・解任
報酬枠の設定
選任・解任
報酬枠の設定
選任・解任
提言・助言・報告
報告
取締役会
社外取締役（５名）
監査
連携
監査役（会）
連携
会計監査人
経営諮問委員会
コンプライアンス委員会
監査役室
連携
会計監査
【業務執行体制】
ＣＳＲ委員会
コーポレートＨＳＥ委員会
情報セキュリティ委員会
ＩＶＡＳ審査会
報告
経営会議
報告
選定
解職
監督
連携
代表取締役社長
報告
監査ユニット
連携
選任
解任
監督
執行役員
各部門及び子会社
内部監査
会計監査

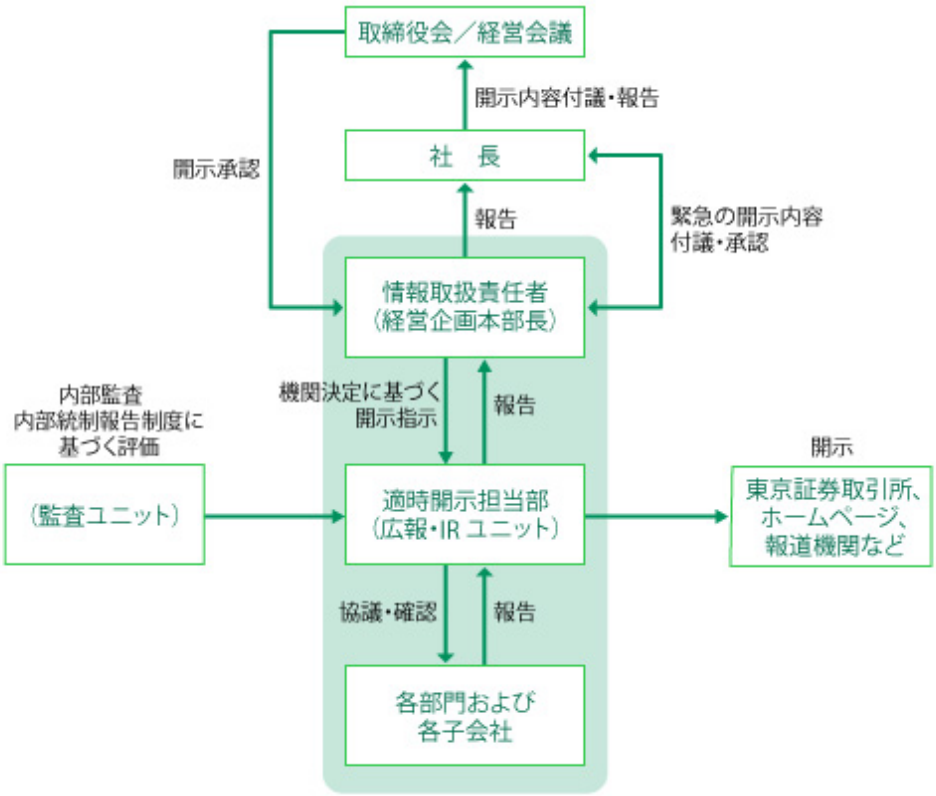
取締役会／経営会議
開示内容付議・報告
開示承認
社　長
報告
緊急の開示内容
付議・承認
情報取扱責任者
（経営企画本部長）
内部監査
内部統制報告制度に
基づく評価
機関決定に基づく
開示指示
報告
開示
（監査ユニット）
適時開示担当部
（広報・IR ユニット）
東京証券取引所、
ホームページ、
報道機関など
協議・確認
報告
各部門および
各子会社